

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書添付書類一覧

【予防訪問介護相当サービス】

※ 訪問介護については [【こちら】](#) をご覧ください。

※ 該当項目の□欄に✓を入れ、提出書類とあわせて添付して下さい。

※ 各提出書類（青色）をクリックすると様式をダウンロードすることができます。様式がダウンロードできなかった場合は [様式等集約（こちら）](#) から必要な書類をダウンロードして下さい。

<算定していた加算を取り下げる場合>

※ 加算を算定できなくなった時点で **速やかに** 下記書類を届け出て下さい。

提出書類	備考
<input type="checkbox"/> 介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書【加算様式 1-1】	※ 法人の印や日付、変更内容等に漏れがあると審査開始ができず、受理できない場合もありますので、漏れ等ないように提出して下さい。
<input type="checkbox"/> 体制等状況一覧表【加算様式 2-1-1】	※ 問合せの際に回答ができる担当者の氏名を記入して下さい。 ※ 表には、変更する加算のみに○を付けて下さい。
<input type="checkbox"/> 変更後の運営規程等の料金表	※ 運営規程の料金表等に変更がある場合、添付して下さい。

<新たに加算を取得する場合、既に取得している加算の区分を変更する場合>

※ 適用開始日の前月 15 日（必着。閉庁日の場合は翌開庁日）までに、下記該当書類を届け出て下さい。

※ 期限を過ぎて提出された場合（書類の不備・不足等で期限までに受理できない場合を含む）で、要件が満たしていることが確認されたものは翌々月からの算定となりますので、十分にご注意下さい。

※ 法人の印や日付、変更内容等に漏れがあると審査開始ができず、算定も翌々月等に遅れる場合もありますので、漏れ等ないように提出して下さい。

※ 担当者の氏名は、問合せの際に回答ができる担当者名を記入して下さい。

介護給付費算定に係る体制等の種類	提出書類	備考
特別地域加算		本市は要件に該当しないため、算定できません。
介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算 (新規算定・区分変更がある場合)	<input type="checkbox"/> 介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書【加算様式 1-1】 <input type="checkbox"/> 体制等状況一覧表【加算様式 2-1-1】 <input type="checkbox"/> 変更後の運営規程等の料金表 <input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算関係届出書類	届出書類については、「 処遇改善加算の届出について 」のページを参照下さい。
介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算 (新規算定・区分変更を伴わない計画書・報告書の提出)	<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算関係届出書類 (「 処遇改善加算の届出について 」のページを参照下さい。)	